

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第24号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、京都市母子福祉センター米岡荘の名称及び位置を変更することとしました。

1 名称の変更

改 正 前	改 正 後
京都市母子福祉センター米岡荘	京都市母子福祉センター

2 位置の変更

改 正 前	改 正 後
京都市上京区榊形通出町西入上る 相生町98番地	京都市左京区下鴨北野々神町26 番地

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市母子福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市母子福祉センター米岡荘」を「京都市母子福祉センター」に、「京都市上京区柘形通出町西入上る相生町98番地」を「京都市左京区下鴨北野々神町26番地」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「京都市母子福祉センター米岡荘」を「京都市母子福祉センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1社会福祉関連施設の項中「母子福祉センター米岡荘」を「母子福祉センター」に改める。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)